

# 鳥取県公報

41.

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当たるときは、その翌日)

## 告示

鳥取県告示第二百七十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する命令(昭和二十二年政令第八十七号)第二条の規定による告示する。

昭和四十一年四月二十六日

## 示

鳥取県知事 石破二朗

より、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する命令(昭和

### ◎告示

#### 目次

#### 保険医療機関及び保険薬局の指定

#### 保険医及び保険薬剤師の登録

国民健康保険法により国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録があつたものとみなされるもの  
国民健康保険法第三十七条规定第一項に規定する薬費収扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの  
国民健康保険法によるその他の都道府県薬費収扱機関となる申出の受理  
府の所在地の変更  
府の指定

保安林予定森林にする旨の通知  
解除予定の保安林にする旨の通知

### ◎公示

#### 職業訓練指導員試験の実施

名	称	所	在	地	診療科名	開設者	氏名	指	定	年	月	日	採用点数表
村江医院		鳥取市津ノ井			内科、外科	村江	潤夫			昭和四十一年四月二十二日		乙表点数表	
有限会社山田薬局		米子市道央町一丁目				(有) 山田	薬局					九日	
今井薬局		境港市佐野神町一一六二				今井マリエ							



- (1) 指定の目的  
水源のかん養

- (2) 指定施業要件  
1 立木の伐採の限度

- (1) 主伐に係る伐採量は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることがやむを得ない立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

- (3) 問伐その他の特別の理由があると認められる場合は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

- 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び説明書類を島取県農林部林務課、中山町役場、大山町役場、岸本町役場及び江府町役場に備え置いて閲覧に供する。)

### 三丁 保安林予定森林の所在場所

東伯郡東伯町大字野井倉字本谷奥（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (1) 指定の目的  
土砂の流出の防備

- (2) 指定施業要件  
1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採量は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることがやむを得ない立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

- 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び説明書類を島取県農林部林務課及び岸本町役場に備え置いて閲覧に供する。)

### 五丁 保安林予定森林の所在場所

西伯郡大山町大字大山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (1) 指定の目的  
土砂の流出の防備

- (2) 指定施業要件  
1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採量は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることがやむを得ない立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

- 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び説明書類を島取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて閲覧に供する。)

### 一 公 告

#### 1 試験の区分及び科目

試験は、次の免許試験について、それぞれ学科試験及び実技試験を行なう。

#### 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び説明書類を島取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて閲覧に供する。)

#### 三 保安林予定森林の所在場所

次の保安林を解除予定の保安林にする前の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十條の規定により表示する。

#### 四 昭和四十一年四月二十六日

島取県知事 石 勝 二 朗

解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町印賀字古ヶ谷山11106番、11116番、11116番

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路敷地とするため

